

令和 8 年 6 月 定 例 会

文教厚生経済委員会録

開催日時	令和 8 年 6 月 19 日（金曜日） 午前10時から
場 所	全員協議会室
付託案件	議案第31号 専決処分の承認を求めることについて （有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例） 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて （有田市税条例の一部を改正する条例） 議案第34号 有田市印鑑条例の一部を改正する条例 議案第35号 有田市スポーツ振興基金条例
出席委員	一ノ瀬敦子委員長・川島 強副委員長 福永広次委員・児嶋清秋委員・岡田行弘委員 成川 満委員・嶋田 英委員 生駒議長
当 局	
市民部	嶋田実明市民部長・松村尚彦市民部参事 大浦秀和市民課長・上野山猶哉市民部主幹 森川高行税務課長・沖並由紀子税務課主幹 上村泰広保険年金課長・富山志穂市民係長 玉置友樹環境企画係長・山下満智子生活環境係長 竹中みのり資産税係長・中川真一収納係長 中村尚史保険年金係長・岩崎知佳保険給付係長
福祉部	上田敏寛福祉部長・児嶋利樹福祉課長 福永康一高齢介護課長・前川加津こども課長 田中育美こども課主幹・吉野有美健康推進課長 石本陽平福祉企画係長・山田典子障害福祉係長 北野武亮民生係長
経済部	御前一晃経済部長・生駒卓司産業振興課長 酒井宗博有田みかん課長・野井嘉人ふるさと創生室長 山下良太ふるさと創生室参与・中谷亮太商工観光係長 高野芳隆水産係長・福田展樹みかん農政係長 山原正義ふるさと創生係長

教育委員会 伊藤正人教育次長・泉泰朗教育委員会参事
網谷彰洋生涯学習課長・高垣征志統括指導主事
小林紘平指導主事・中尾幸平社会体育係長
議会事務局 山崎希恵局長・森川直子書記・中谷安宏書記

開 会

○一ノ瀬委員長： おはようございます。

ただいまから文教厚生経済委員会を開会いたします。なお、本日の委員会に 1 名の傍聴の申し出がありましたので、許可しております。

それでは、これより議事に入ります。

まず、当委員会に付託されました議案第 31 号「専決処分の承認を求めることについて（有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。当局の説明を求めます。

○上村保険年金課長： 議案第 31 号、「専決処分の承認を求めることについて（有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」につきまして、御説明申し上げます。

有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、緊急を要するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日付で専決処分をしたもので、ここに御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

改正理由といたしましては、地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正をするものでございます。今回の改正内容は、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保、及び低所得層の被保険者負担の軽減を図るため、課税限度額の引き上げ、及び軽減措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しを行うものでございます。

条例案につきまして、御説明申し上げます。

1 ページをお願いします。第 2 条第 2 項ただし書きでは、基礎課税額に係る課税限度額を現行 66 万円を 67 万円に引き上げるものでございます。

次に第 21 条の改正は、低所得層の軽減措置の対象を拡大するため、対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行うものでございます。

付則といたしまして、第 1 項で施行期日を、第 2 項で経過措置を定めてございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしくお願いいたします。

以上で議案第 31 号の説明を終わらせていただきます。

○一ノ瀬委員長： 説明は終わりました。次に質疑を求めます。御質疑ありませんか。

○岡田委員： 4 ページの国民健康保険のところが「18 歳以上」となっているんですけども、改正前、改正後、計算とか対象者はどんな感じでしょうか。

○上村保険年金課長： すみません、指摘のところが少し分からないのですが。

○岡田委員： チと書いてあるところなんですけど、真ん中あたりに改正後には「18 歳以

上」と書かれていますが、これまでは国民健康保険の被保険者だったということでしょうか。

○上村保険年金課長： この法律の改正につきましては、地方税法施行令の方の文言の改正ということで、意味自体は変わっていないのですが、2月に議決いただきました子ども・子育て関係の改正の後に文言の改正のところがあまして、その分の改正をしているもので、意味としては全く変わってございません。

○岡田委員： 今までどおりということで了解しました。あと、今回軽減判定基準を30万5,000円から31万円に引き上げるということで、市内でどの程度の世帯が恩恵を受ける感じでしょうか。

○上村保険年金課長： 7年度ベースの試算ですけれども、5割軽減の方が9世帯、2割軽減の方が1世帯の見込みでございます。

○岡田委員： 今回の税制改正全体にとって、有田市にとっては歳入に対してどれくらいの見込みがあるか教えてください。

○上村保険年金課長： 限度額の引き上げにおいて増収が見込まれ、軽減世帯の対象者が増えることによって減収が見込まれまして、試算ではございますけれども、52万円の増収になる見込みでございます。

○岡田委員： 了解いたしました。

○一ノ瀬委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 (承 認)

○一ノ瀬委員長： 次に、議案第32号「専決処分の承認を求めることについて（有田市税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。当局の説明を求めます。

○森川税務課長： 議案第32号「専決処分の承認を求めることについて（有田市税条例の一部を改正する条例）」について御説明を申し上げます。

本条例は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたものでございます。

1ページをお願いいたします。第18条の3及び第19条の改正は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正でございます。

第33条の改正は、特定大口株主配当等の特定配当等への追加でございます。

第34条の7の改正は、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正でございます。

第36条の2及び第36条の3の2の改正は、項ずれの判明に伴う規定の整備でございます。

第36条の3の3の改正は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正でございます。2ページをお願いいたします。

第 63 条の改正は、固定資産税の免税点に関する法律改正に合わせて改正するものでございます。

第 80 条から第 87 条、3 ページをお願いいたします。第 88 条から第 91 条の改正は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正でございます。

付則第 6 条の改正は、特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限の延長に伴う改正でございます。

付則第 7 条の 3 は、同条の前の見出し及び同条を削除するものでございます。

付則第 7 条の 3 の 2 の改正は、個人の住民税の住宅借入金特別税額控除の適用期限の延長に伴い、所要の整備をするものでございます。

付則第 7 条の 4 の改正は、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正と、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う所要の整備でございます。

付則第 8 条の改正は、法律改正に合わせて適用期限を延長し、所要の整備をするものでございます。

付則第 9 条の 2 の改正は、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正でございます。

付則第 10 条の 2 の改正は、法改正に伴う条例の項ずれの改正を行うものでございます。

4 ページをお願いいたします。付則第 10 条の 3 の改正は、新築住宅等に関する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る法令改正に合わせて改正するものでございます。

付則第 15 条の 2 から付則第 15 条の 6 までは、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い同条を削除するものでございます。

付則第 16 条及び付則第 16 条の 2 の改正は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正でございます。

付則第 16 条の 3、付則第 16 条の 4 及び付則第 17 条の改正は、法律改正に合わせて所要の整備をするものでございます。

付則第 17 条の 2 の改正は、法律改正に合わせて適用期限を延長し、所要の整備をするものでございます。

5 ページをお願いいたします。付則第 18 条及び付則第 19 条の改正は、法律改正に合わせて所要の整備をするものでございます。

付則第 19 条の 3 の改正は、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い新設するものでございます。

6 ページをお願いいたします。付則第 20 条の 2 及び付則第 20 条の 3 の改正は、法律改正に合わせて所要の整備をするものでございます。

付則といたしまして、第 1 条ではこの条例の施行期日を、第 2 条では市民税に関する経過措置を。

7 ページをお願いいたします。第 3 条では固定資産税に関する経過措置を、第 4 条では軽

自動車税に関する経過措置を。

8 ページをお願いいたします。第 5 条では有田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正を、第 6 条では有田市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正を定めてございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしくお願いいたします。

以上で議案第 32 号の説明を終わらせていただきます。

○一ノ瀬委員長： 説明は終わりました。次に質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○岡田委員： 2 ページの固定資産税、第 63 条の改正によって家屋の固定資産税の免税点が引き上げられるとありますが、課税対象から外れる家屋の件数とか市の歳入の影響とかあれば教えてください。

○森川税務課長： 件数は 278 件で、金額にいたしまして 103 万 1,003 円でございます。

○岡田委員： 続いてですけれども、4 ページ、災害リスクのことなんですが、付則第 17 条の 2 の 4 項で土砂災害特別警戒区域や浸水被害防止区域などという説明があるんですが、こういう場所是有田市に該当するところはあるんでしょうか。

○森川税務課長： 定められた場所があります。ただ、今その場所を特定することは難しいので、後ほどお伝えしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○岡田委員： あるということで、またよろしくお願いします。

続いて 5 ページなんですけれども、付則第 19 条の 3 に特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例というのがありますが、有田市において対象者数とか市民税に対する影響とかあれば教えてください。

○森川税務課長： 特定暗号資産というのは、インターネット上で流通するビットコインとかステーブルコインを指すんですが、この見直しというのは、今まで総合課税で課税されていたものが申告分離課税に変わるということで、取引によって得た利益の税額が軽減されるということになります。ただ、この特定暗号資産の取引で利益を出している方というのは、今のところ把握はしてございません。

○岡田委員： 了解いたしました。

○一ノ瀬委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○児嶋委員： 軽自動車の環境性能割がなくなるのかな。これは軽自動車も普通車もそうかもわかりませんが、13 年超えたら税金がドンと上がったような気がします、そういうことは関係あるのですか。

○森川税務課長： 環境性能割というのは、軽自動車を購入した際にかかる取得税の代わりに導入された地方税でございます。これにつきましては、令和 7 年度ベースでだいたい 770 万円入ってきていたんですけれども、それがなくなると。

なくなったらその穴埋めをどうするのかということになるんですけれども、それは国のほうが交付金で全額補填してくれます。その間、新たにこの環境性能割に代わる地方財源というものが検討されるんですけれども、それができるまで国が全額補填してくれるという

ことになってございます。

○児嶋委員： もう 1 件、すみません。さっきちょっと聞き間違いかな、復興税、東日本大震災のあれ、20.315 のあとの 0.315 の分だと思うんですけども、スタートしたときには 2037 年 12 月の末まで続く、その延長ということですか。

○森川税務課長： これ所得税に 2.1%復興特別所得税がかかっていたんですけども、令和 9 年からこれにつきましては税率を 1 %下げます。

期間が令和 19 年までとなっていたのを 10 年延長して令和 29 年まで課税することになるんですけども、減った 1 %は防衛特別所得税という新たな税金で徴収されるということになります。支払う所得税額は変わりません。新たに 1 %分は防衛所得税として徴収されます。

そして、復興特別所得税として 1.1%を徴収されるんですけども、期間が 10 年延長です、防衛所得税は当分の間となっておりますので 10 年とは書いてないんです。10 年以上徴収されることになると思います。

したがって国の復興特別所得税自体のパイは減らないというふうに理解してございます。

○児嶋委員： ということは 20.315%の中から賄うよってということですね。税金とすれば。

○森川税務課長： そうでございます。

○一ノ瀬委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 (承 認)

○一ノ瀬委員長： 次に、議案第 34 号「有田市印鑑条例の一部を改正する条例」を議題といたします。当局の説明を求めます。

○大浦市民課長： 議案第 34 号「有田市印鑑条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

本条例は、出入国管理及び難民認定法等の一部改正、並びに印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴う規定の整備を行おうとするものでございます。

条例案につきまして御説明申し上げます。

1 ページをお願いします。第 5 条第 2 項の改正は、中国や韓国など漢字圏の外国人住民のうち、本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されていないものについては、非漢字圏の外国人住民と同様に氏名のカタカナでの印鑑登録を可能とする追加規定でございます。

第 13 条の 2 第 1 項の改正は、外国人が持つ在留カードもしくは特別永住者証明書と個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを一体化した特定在留カードもしくは特定特別永住者証明書が新たに交付されることに伴う追加規定でございます。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

末尾に新旧対照表を添付しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で議案第 34 号の説明を終わらせていただきます。

○一ノ瀬委員長： 説明は終わりました。次に質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○岡田委員： 第 13 条の 2 で特定在留カード、特定特別永住者証明書とか追加されていますが、従来の在留カードとは違いがあれば教えてください。

○大浦市民課長： 在留カード及び特別永住者証明書は元々現制度にもあるのですが、それにマイナンバーカードの機能を一体化したカードと考えていただければ分かりやすいと思います。2 枚持ちだったものが 1 枚持ちになるとお考えいただければと思います。

○岡田委員： 今の話とまた変わりますが、その外国人の方が来られたときに、窓口でどういう対応されているのか、その対応の方法を教えてください。

○大浦市民課長： 一つはマイナンバーカードの更新などで窓口に来られたときに、その制度の案内をするというようなことがあります。周知としましては、制度の概要を有田市のホームページに載せているほか、和歌山医療スポーツ専門学校の日本語学科にもチラシを送るなどして、事務員の方に周知をお願いしているところでございます。

○岡田委員： 周知のこと教えていただきありがとうございます。その外国の方が来られたときに言語対応が難しいと思うんで、そこら辺どう工夫されて、その国々の方の言葉でしゃべられたときの対応について職員としてどういう研修されているか、教えてください。

○大浦市民課長： 実際に日本に住んでいらっしゃる方ということで、日本語がほとんどできない方は少ないかと思っております。対応するときには比較的分かりやすい日本語で話すようにしております。

あとは専門学校の学生さん、留学生であるとか、企業に勤めていらっしゃる方は事務員さんも一緒に来られることもありますので、その方と一緒に説明するというのもございます。

○岡田委員： もし外国人だけで来られたときはもうお手上げ状態ということでしょうか。

○大浦市民課長： 意思疎通が難しい場合は、翻訳アプリを使いながら対応することもございます。

○岡田委員： 万全なそういう外国語のアプリとか、また研修とかもして、これから外国人の方増えてくると思うんで、スムーズにいけるようによろしくお願いします。

○一ノ瀬委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

一ノ瀬委員長： 次に、議案第 35 号「有田市スポーツ振興基金条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○網谷生涯学習課長： 議案第 35 号「有田市スポーツ振興基金条例」について御説明申し上げます。

本条例の提案理由は、スポーツ活動の推進及びスポーツ施設の整備等に要する経費の財源に充てるため、本条例を制定しようとするものでございます。

条例案につきまして御説明申し上げます。

第 1 条は基金の設置目的についてでございます。本基金は、スポーツの振興を通じた市民の健康増進、青少年の健全育成、地域の活力向上、そして新しい人の流れの創出を推進することを目的としており、これらの目的達成に必要なスポーツ施設の整備、改修、修繕、スポーツ活動の推進、及びスポーツ関連交流事業に要する経費の財源に充てるものでございます。

第 2 条は基金への積み立てについてで、財源を示してございます。

第 1 に企業版ふるさと納税、第 2 に前条の目的のための寄附金、これはスポーツ振興を目的とした個人や団体からの寄附金でございます。そして、その他一般会計の歳入歳出予算で定めるものでございます。

第 3 条では基金の管理について、第 4 条では基金の運用益金の処理について、第 5 条では基金の繰替運用の禁止について。

2 ページをお願いいたします。第 6 条では基金の処分について、第 7 条では委任事項について定めようとするものでございます。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第 35 号の説明を終わらせていただきます。

○一ノ瀬委員長： 説明は終わりました。次に質疑を求めます。御質疑ありませんか。

○川島副委員長： このスポーツ振興基金という名目なんですけれども、予算は確か 1,000 万円だったと思うんですけれども、それでまずよろしいでしょうか。

○網谷生涯学習課長： 今議会の補正予算で、その 1,000 万円の予算を歳入歳出ともに計上させていただいております。この基金への積み立てということで 1,000 万円を予定させていただいております。

○川島副委員長： では、この 1,000 万円というのは今年で、次の年には増える見込みなんですか。

○網谷生涯学習課長： 基金の目的に賛同いただける民間の企業さんからの寄附を財源にする予定としてございますので、令和 8 年度は 1,000 万円の寄附を見込み予算計上してございまして、一応予定としましては今後も継続して寄附をいただけるという想定で、幾らに予算立てするかはまだ未定な部分はあるんですけれども、継続して同程度の金額を積み立てていけたらと考えてございます。

○川島副委員長： 基金という名目を立てている限りは、ある程度何年、あるいは幾らまでというのが普通、基金という呼び方をするのではないかと思うんですけれど。

そこら辺どういうふうに、さっき言われたように未定未定というふうな言い方よりも、あらかじめきちっと把握した形でこっちに下ろしてほしいというふうに思うんですけれど。

○伊藤教育次長： 先ほども課長が申し上げましたが、ある企業様から今回は賛同いただいて、この条例を上程させていただいて、今回予算を上げさせていただいています。

今後も、そういう賛同をいただける企業様に、どんどんやっていただきたいと思いますし、やっぱりスポーツ振興ということで、本来ですと一般財源から持ってきたらいいんですけれども、この基金を設置しまして、こういう目的に使いたいということで、よりよくこの予算を執行できるようにやっていきますので。今後とも企業様に賛同をいただいてということで考えておりますので、副委員長おっしゃるようにならまてとか何年とか、そういうふうには今申し上げられません。

○川島副委員長： ただやっぱりそういうふうな基金という限りは、何年とか、あるいは幾らまでというふうな試算を持って、もうそれだったら企業が寄附してくれなかったらすぐに潰れてしまうようなこういう振興基金というものは、ちょっとおかしいかなと思うんです。ですからそこら辺は今後きちっと明白にさせていただきたいのと、あと使い方ですね。

この中にはいくつかのそういう使い方、使途というかそういうものが載っていますが、具体的なことはほとんど載っていないような気がします。年間のその 1,000 万円のうち 8 年度はどのくらいの支出を考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○網谷生涯学習課長： 令和 8 年度におきましては、この基金の取り崩しは予定してございません。積み立てるのみの今回の予算となっております。

○川島副委員長： 予算があつてそれを使わないで基金として貯めておくっていうのも、ちょっとおかしい話ではないのかなと思います。ある程度こういう目的で作ったんだから、こういうふうな使い方をしたいのというのが普通ではないですかね。

そこら辺もう少し詳しく教えてもらいたいです。

○網谷生涯学習課長： もちろん施設の修繕等に今後充てていく予定なのですが、大規模な改修等も今後予定しますので、ある程度金額を継続して貯めた上で、それを活用しながら一般財源も合わせて大規模改修にも対応していけるようにと考えてございます。

ただ令和 8 年度におきましては、一旦この基金として受け皿を設けて、寄附いただけるそういう企業さんの財源を確保して、一旦基金化したい、そのような段階の第一歩だというふうに理解していただけたらと考えてございます。

○川島副委員長： ただその大規模なというふうに言われましたが、大規模な補修をするということになったら、この 1,000 万円ではとても足りない部分が出てくると思うんです。

そういうことも踏まえたら、やっぱりきちっと使い道、こういうときにはこういうふうにするということを示してもらわないと、理解できない部分があると思います。そこら辺よろしくをお願いします。

○一ノ瀬委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○成川委員： 特定の企業から目的を持って申し出があつたんで、今この基金が作られた、

こういう説明でありましたが、その特定の企業というのは公表はできないんですか。

○網谷生涯学習課長： 現時点では企業名は伏せさせていただきたいと思います。まだ頂いてございませんので。

○成川委員： 現時点では公表できない。では、頂いた時点で公表できるんですか。

○網谷生涯学習課長： はい、それは可能でございます。

○成川委員： わかりました。それから、この条例の第2条の第1項、「企業版ふるさと納税」と書いてるんですけども、ちょっと僕も勉強不足でわからないのですが、「ふるさと納税」というのは一般的な制度で通用してる名前ですけども、「ふるさと応援寄附金」というのが正式かなと思って。

そこら辺はこういう条例作るときにその「ふるさと応援寄附金」という言葉を使わないと。「企業版ふるさと納税」、これでも制度としてわかりますが、これはこれでいいのかな。

○伊藤教育次長： 今、委員御指摘の条文でございますけれども、地域再生法の第13条の3ということで、この条文につきましては、税額控除の課税の特例ということでなっております。その中で示されておりますので、子ども基金条例のときもこの条文を使わせていただいております。

○成川委員： 説明ではその地域再生法の中にこういう文言があるということですか。

○網谷生涯学習課長： 内閣府の地方創生のホームページにも企業版ふるさと納税という言葉はきちんと出てきますので、それで文言としては間違いないということで認識してございます。

○成川委員： 「ふるさと応援寄附金」と「ふるさと納税」、使い分けが日本国全体で曖昧なところがあります。僕は「ふるさと応援寄附金」が基本だと思うんですけどもね。

そこで、そのふるさと応援寄附金、去年あかんかったけど、有田市は40億ぐらいの寄附金いただいている。

その中で、寄附されるときに使い道を選択してくださいという文言が、寄附者から、図書買ってくださいとかいろんな項目があると思う。一番曖昧なのは「市長におまかせ」なんですけれどもね。

その中にスポーツ振興に使ってください、こういう申し出ができるようになっている。それをいろんな目的があるけれど、それをまとめてふるさと応援基金というところへ積んでいるんです。その中に各使途の目的がある。

調べてないけど、多分年間1億近い金がスポーツ振興に使ってくださいという申し出で、今どれだけスポーツの目的に使ってくださいっていうふるさと応援基金の残高がありますか。担当は違うような気もしますが、関係あるんで。

○野井ふるさと創生室長： 今手元に数字持ち合わせておりませんので、後ほど御報告させていただきますということですのでよろしいでしょうか。

○成川委員： ぜひ報告してください。

もう一歩進めます。そういう、多分かなりの金額がスポーツ振興に使ってくださいという

趣旨の金が基金として積まれていると思うんです。ふるさと応援基金に。それで、この今我々がこの審議してるスポーツ振興基金。整合性というか、違い、ここの条例の制定の理由、そういうところの説明をしていただきたいんです。

○網谷生涯学習課長： ふるさと応援寄附金との住み分けという質問と理解しました。

今回のそのスポーツ振興基金条例につきましては、企業様からの寄附を主に基金化しようというための基金を作成しようというものでございます。一般的なふるさと応援寄附は個人さんからの寄附金でありますので、そこを区分けした上で、企業さんからいただく寄附なり企業版ふるさと納税を受け入れたい、そのような意図で今回振興基金を作成したところでございます。

○成川委員： その説明でいいのですか。では続けて聞きますけれども、また担当が違うかもしれませんが、関連性があるのでほんまは勉強しておいてほしいけどね。

企業版ふるさと納税という名称使われてるけど、これもふるさと応援寄附金の制度の一環なんです。

先ほど言ったこれもまた確認したいのですが、ふるさと応援基金にいろんな目的のものが基金として置いてある。企業版ふるさと納税というの、ふるさと応援基金のところに入ってるような気がするけどね。

今の説明では企業版ふるさと納税だからこれは別建てにするという説明でしたが、ほんまにそれでいいのかな。ふるさと応援基金全体の制度の中に企業版の部分も入ってるのと違うかな。

一つの例ですが、基金の中に特定の NPO のこの団体に支援してください、そのために寄附しますっていうような中に企業もあると思うんですよ。そこら辺、今の説明とどうなんやろな、不思議に思うこともあるけどね。直接ふるさと応援基金は野井さんところで、このスポーツ振興基金は生涯学習課。どうですか。その説明でいいのですか。

○野井ふるさと創生室長： ふるさと応援基金に関しては個人版のふるさと納税、ふるさと応援寄附で御寄附いただいた金額を積み立てておりまして、企業版ふるさと納税は積み立てていないと認識しております。ただ、委員おっしゃられたとおり、NPO 法人に関する寄附は、その寄附をいただいた額をそのまま NPO の方に御渡しするという形になっております。

○成川委員： では、一応ふるさと応援寄附金の積み立て、これは個人から来たもので。これが企業からの申し出によって、こういう基金を使って運用しないといけない。こういうことなんです。それでいいんですね。

○伊藤教育次長： これは、企業にとっても CSR といいますか、企業の宣伝といいますか、そういうメリットもございますし、企業版ふるさと納税を活用することでもう一面、税額控除の面においても、企業版ふるさと納税を活用することで、最大で 9 割、税額控除を受けるという、課税の特例の範囲が企業版ふるさと納税の方が高いという、そういったメリットもございます。

○成川委員： 民間活力をこうやって、みんな応援してもらうってということなんですね、その制度と思うけど。

今回初めて企業から企業版ふるさと納税を寄附しますよ、こういうことの申し出によってこの条例を作った。まあ当たり前の話なんですけれども。

○伊藤教育次長： 今回はスポーツ振興のための寄附ということで、スポーツ振興基金条例を上程させていただいています。

○成川委員： ではまあ個人ではなく企業からのふるさと納税については、その企業の趣旨、寄附の趣旨、申し出によって特定の基金として運用していくと。こういうことですね。了解しました。

○一ノ瀬委員長： ほかにございませんか。

○岡田委員： 第7条に「市長が別に定める」という項目があるんですけども、ここの施行規則とか要綱とかも決まってるんでしょうか。

○網谷生涯学習課長： こちらまだ規則等は特段定めてございません。

○岡田委員： その中で、企業の審査基準とか、そういうものも盛り込むような感じでしょうか。もうノーチェックで、寄附してくれるというところはどこでも OK という感じですか。

○網谷生涯学習課長： 特段その寄附先というか寄附いただく相手さんにつきましては、特段定めようという予定はございません。どちらかというのと別に定めるとなりましたら、使い道をもう少し限定するであつたりとか、そういう形になるのかなとそのように考えてございますが、今のところそこは考えてございません。

○岡田委員： 不適切な企業からの寄附排除とかそういうチェックもまた必要ではないかなという点と、あと私が一般質問で言わせていただいたネーミングライツも兼ね合わせて、このくらいの額をしてもらえたら命名権があるような、そういう考えもまた入れてもらえたらと思いますので、よろしくお願いします。

○一ノ瀬委員長： ほかにございませんか。

○嶋田委員： 皆さんいろいろと聞いていただいたんでそんな聞くことないんですけど、スポーツ団体とか市民の方から、今網谷課長も修繕に使っていくという方向性だったと思うんですけど、今修繕に使うのか、利用環境の改善とか、スポーツ活動の支援とか、今どのような要望があるのか聞かせていただいていいですか。

○網谷生涯学習課長： スポーツ団体から主に、体育館とか施設の利用に関しての金額設定であつたりとか、そういう要望は窓口に届くことは多いですけども、振興に関する要望っていうのは、新たにこんなんしてほしいっていうのは、今思い当たる分はございません。

○嶋田委員： 了解です。さっきはスポーツ施設の修繕にとかっていう、そういう説明だったと思うんですけども、この基金の対象となる団体や施設の範囲っていうんか、その辺なんか主にどこの施設を考えているのかとか、今考えてるところあれば教えていただいていいですか。

○網谷生涯学習課長： 施設で言いますと、有田市が所有しています施設で古くなってきたというところで、市民体育館であったり、市民球場であったり、河川敷のふるさとの川総合公園内のグラウンド等の設備であったり。まだ今はきれいですけども、ゆくゆくはビッグスマイルパークとかえみくる有田とか、そういうところが対象施設として改修等に活用していきたいと考えてございます。

○嶋田委員： 了解しました。ありがとうございます。

○一ノ瀬委員長： ほかにございませんか。

○福永委員： 1条ですが、「スポーツ施設の整備・改修・修繕」そのほかその積立を「スポーツ活動の推進及びスポーツ関連交流事業に要する経費の財源に充てる」となってるんやけどね、それはふるさと納税のスポーツのやつに使ってというやつに、これは使われてるのと違うかな。

それだったらスポーツ施設の整備、改修、修繕のために基金を積み立てるのほうの方が分かりやすいのと違うかな。

○野井ふるさと創生室長： ふるさと応援基金で積み立てたものは、スポーツ振興に関することという目的で活用させていただいております。

○福永委員： それやったら、このスポーツ施設の整備、改修、修繕だけでいいのではないかな。

○網谷生涯学習課長： 今委員おっしゃるように、整備とか改修だけでも考えたんですけども、ただこの基金として、そのハード面の改修だけじゃなくて、そういう企業版でいただいた分についてもそういう振興活動に使えたらという、用途を広げる意味で今回条例の設置目的のところに入れさせていただいております。

○福永委員： いや、その交流とかそういうことは、現に今、ふるさと納税の積み立てたものから使ってると思うんやけどね。スポーツの交流とか。少し幅広く持たせておくほうがいいのかな。

○伊藤教育次長： 今も、修繕につきましては一般財源のほうからもいただいてやっていますので、今課長が言ったように、将来的には、やはり修繕以外のソフト面についてもやりたいという気持ちがありますので、第1条につきましては範囲を広くしております。

○一ノ瀬委員長： ほかにございませんか。

○児嶋委員： 第3条、嶋田部長、「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な」云々って書いてあるけど、運用する方法考えてるんですか。

○嶋田市民部長： 地方自治体の基金と言いますのは、地方自治法に基づきまして安全性と流動性と言いますか、確実かつ効率的な運用ということで管理されています。元本割れがないという部分で言いますと、金融機関の定期預金であるとか国債であるということで、今までどおりそういう安全性の高い部分で、かつ、利率の高いところで運用していきたいということです。

○児嶋委員： 今、金融機関の預金、その他国債、国債もあまり長いのはしないほうがいい

と思います。

○嶋田市民部長： 委員御指摘のように、以前の長期で今持っている国債が評価損がありますけども、その当時の判断というのは間違いではなかったと思います。ただ、長期というのは今の金利の上昇部分におきましては、これはもう絶対にできません。短期で運用していくのが基本だと思いますので、委員の御指摘を踏まえながら運用していきたいと思っております。

○一ノ瀬委員長： ほかにございませんか。

○野井ふるさと創生室長： 先ほど成川委員から御質問いただきました、ふるさと応援基金のスポーツ振興に関する残高につきまして御報告させていただきます。6,128 万 9,419 円の残高となっております。

○一ノ瀬委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

閉 会 午前11時7分

有田市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定によりここに署名する。

文教厚生経済委員会委員長 一ノ瀬 敦子